平成２２年（フ）第１４７３号
横浜市鶴見区梶山１丁目７番２号　202号
破産者　齊藤　真弓
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４２号
横浜市都筑区荏田南２丁目12番19号　サンフレアＢ101号
破産者　工藤　雅俊
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９７号
京都市下京区油小路通木津屋橋下る北不動堂町522番地１　アンビエント京都駅前405号
破産者　田中　正道
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８７号
京都市伏見区向島庚申町14番地１　インペリアルパレスリバーサイド502、前住所京都市伏見区日野田頬町１番地22　マンションなごみ307号
破産者　田口喜美子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３号
奈良県吉野郡吉野町大字宮滝125番地の１
破産者　梅谷　**龍**雄
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１９０号
千葉県君津市中富975番地２　ハイツみゆき102
破産者　下川　良子
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第６６１号
相模原市南区南台５丁目２番１―102号、開始決定時の住所相模原市南区東林間４丁目31番１号　ウッディハウス202
破産者　髙木　健吾
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３０５号
山形県天童市本町１丁目４番24号　２Ｆ、開始決定時住所山形市大字大森1041番地
破産者　高橋真由美
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
山形市泉町14番15―302号　ラビットハウス泉町
破産者　行仕　佑介
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６６５号
名古屋市中区新栄１丁目47番15号　千早グリーンハイツ801号、開始決定時の住所名古屋市中区新栄１丁目22番19号　三旺マンション第３新栄602号
破産者　ＮＡＧＯＹＡ　ＷＩＮＧＳこと　服部　光男
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２３４号
奈良県生駒市壱分町1388番地５
破産者　藤岡　鉄雄
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４０２号
大阪市天王寺区筆ケ崎町２―50　フォレストスクエアー204号室、開始決定時住所兵庫県宝塚市雲雀丘山手２丁目20―10
破産者　丹原　教史
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１００６号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目352ポピーハイツ201号、住民票上の住所兵庫県尼崎市瓦宮２丁目33番20号
破産者　ワカバ建設こと　澤田　幸治
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２３号
兵庫県西宮市六軒町１番42―201号
破産者　吹田　博之
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１０号
岡山県倉敷市中島1751―20、住民票上の住所岡山県総社市西坂台275番地
破産者　風早　洋一
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
徳島市津田町２丁目７番43号
破産者　阿部　哲也
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０７５号
北九州市小倉南区中曽根東１―９―６巧電気サービス内
破産者　吉永　祥子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部